

M-6-1-25

資料名 北支自治運動の推移・滿洲石炭事情

出所 日滿實業協會

作成年 19360119

寄贈者 編者

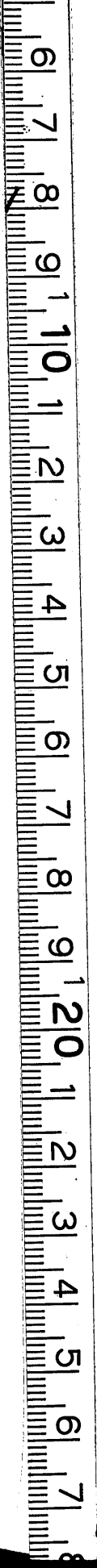
受入 図書館

注記 16,16P 22×15cm

昭和十一年一月

北支自治運動の推移
滿洲石炭事情

日滿實業協會



寄贈者

日滿實業協會

昭和五年一月十七日

北支自治運動の推移

一、緒言

去る十二月十八日北平外交大樓に於て冀察政務委員會成立し、委員長宋哲元は談話の形式を以て今後二省二市の政務一般を處理すべきを發表し、北支自治運動も茲に兎も角一段階を劃せり、新聞或は巷間に流布せられたる北支運動の印象を以てすれば所謂、大山鳴動して鼠一匹の感なきにあらざるも混然たる政情の渦中に於て臆氣ながらも、其明朗化に一步を進めたる右委員會の成立に對しては、一應満足の意を表するに吝かならず。

唯茲に吾人の最も遺憾とする所は、北支運動の表面化以來我北支の真相を究めざる我國一部の徒輩が巧妙なる南京政府の宣傳と爲にせんとする、外國通信等を盲信し「自治運動は我軍部のみの工作なり」「北支は經濟的に一顧の價値なし」等の實に心なき放送を敢てし、輿論の歸趨を妨害したること言語道斷驚くべきものある點なりとす。

純乎嚴正なる國策は斯かる不純の策動に左右せらるにあらざるも之等の放送は忽ち南京政府の逆用

する所となり北支將領の決意を鈍化せしむるに効果極めて大なりしことは否定すべからず。

吾人は茲に北支自治運動の本質を検討し冀察委員會成立の經過を概述し以て將來の參考たらしめんとす。

二、北支自治運動の發展

十月二十日河北省香河縣に勃發せる民衆運動を導火線として既に停戰協定成立後より擡頭し來り更に陝西省共產匪の猖獗に脅かされたる、北支自治の政治思想は各方面に於て一路表面化の動向を辿るに至れり。抑々北支自治運動の根底は一朝一夕に醸成せられたるものにあらず、南京政府過去十年に於ける對北支政策は實質に於て搾取の一語に盡き(附表參照)住民の困窮疲弊其極に達す、斯かる搾取政策は支那軍閥の常套手段にして敢て奇とするに足らざるも苟も滿洲國の驟々たる發展を目前に直視し、蔣介石政權逐次後退の傾向にある北支に於て、識者の心底に北支自治の念願切なるものを生ずるは寧ろ當然の推移と謂はざるべからず。

由來官憲の威力に對し、羊の如く従順なる支那民衆が其彈壓を意とすることなく、今次の如き熾烈なる運動を開始せるは其根底極めて深く、多年の批政に對する深刻なる反抗意識と日滿依存に據りて其窮境を打開せんとする強烈なる慾求の作用に基く所以を察せざるべからず。此間帝國の態度は飽く迄嚴正不動にして、本自治運動に對しては好意と同情とを表明したるも、未だ嘗て實質的に何等の援助を與へたることなく、不純なる一部策動に對しては監視抑制することに努めたり。北支各實力者は前述の如き情勢に直面せるも、從來其立場竝に利害關係を異にするのみならず、獨立獨行の實力毅魄を缺き殊に從來反蔣運動に苦き經驗を嘗めたるを以て、實力ある日滿援助の約束なくして輕舉盲動する時は忽ち中央政府の壓迫を受け、徒らに地盤崩壞を招く虞ありとなし、率先洞ヶ峠を下りて難局に當らんとするの英斷に出づるものなかりしが、適々十一月四日南京政府の突如發表せる幣制改革は經濟的延ては、政治的に南京屈伏を餘儀なくせしめらるゝ運命に逢著すべきを覺り、各實力者は何等か對策を講せざるを得ざるに至れり。

三、各北支將領の態度

北支實力者の主なる者には山西の閻錫山、山東の韓復榘竝河北の商震及萬福麟と本年六月北支事件に際し、中央軍の撤退の後を享けて察哈爾省より逐次河北省に乗出せる宋哲元あり。

彼は嘗て馮玉祥の腹心にして國民軍の中堅たりしが一九二九年馮の反蔣軍に従ひて河南に進出して敗れ、一度陝西に退きしが一九三〇年再び閻の反蔣戦に策應し馮に代りて西北軍を指揮せしが再び敗戦の憂目に遭ひ後、張學良の東北第三軍長、中央軍の第二十九軍長、察哈爾省主席に歴任す。

即ち彼は一面反蔣系なると共に熱河抗日戦並本年察哈爾事件の當事者として、反日系の尤なるものとなりしが、帝國の正々堂々たる主張と滿洲國の駸々たる發展に伴ひ自己の背後に寂寞を感じ將來は日滿と提携して局面打開の方策を樹立せざるを得ざる立場にありしが、北支情勢の變轉を察知し機を失せず平津衛戍司令に就任すると共に、北支民衆の人心を收攬して自己勢力の擴大強化を企圖する所あり。

其の他各將領亦内心將來の立場擁護の爲めには帝國との提携親善を期するの必要を十分に熟知しあるも之に對する南京系の壓迫牽制も、亦強烈にして萬一提携完からざるに乘じ、輕舉南京離反の旗幟を明かにせば、各個に撃破せらるゝ虞大なるものあり、故に各將領は他の合流完成を待て徐ろに出馬するを賢明なりとし、所謂機會主義を採りつゝありしが獨り宋哲元は比較的南京の直接壓力を免るゝの立場にありしを以て其工作は逐次に進展せり。

四、十一月中旬に於ける情勢

十一月十一日宋哲元は南京に開催中なりし、五全大會に對し政權開放人材集中に對する建言を呈出し、十三日韓復榘も亦更に同主旨の通電を發し、爾後殷汝耕以下停戦地域内各機關北支新聞公會各大學有志之に呼應し、北支情勢の進展見るべきものあり。

當時宋哲元一派の樹立せる計畫の要旨左の如し、

一、北支に親日反蘇の政權を樹立す、而して南京政府の政策は反日なるに鑑み其の拘束より脱する爲自治（半獨立）の形態を採る。

二、地域は北支に於ける五省三市とす。

三、南京政府の宗主權を認むるも外交、内政、經濟等に關し高度の自由を保持す。

當時日本内地諸新聞は一齊に北支自治政權の樹立を報道し、内外の注目を集めたるも以上の工作は事實に於て未だ半途を出でず、彼は通電及抽象的政策を發表して内外の意嚮を打診すると共に一方南京に對しては秘かに「余は日本の壓迫強迫を受けつゝあり如何に處置すべきや」等の電報を發し、表面の糊塗に努め攻撃の矢面に立つるを避け、他面宋哲元の配下たる肅振瀛等は帝國の援助懇請に狂奔する所あり、之に對し我は依然飽く迄内面的政治干渉を避け其成行を注目せり。

五、南京政府の切崩し工作

六

之より先南京政府は北支離反の形勢を察知するや、六中全會の開催に先ち蒋介石自ら山西省太原に飛行し、閻錫山を説得して曰く「若し閻にして北支將領を説き、之を結束せしめ得るならば閻を以て北支政治分會の首領たらしめ、本工作の爲め必要なる經費は中央之を負擔し、且つ閻の首領實現せば更に外交財政の兩權を附與せん」と述べ、閻亦現在山西の不況に當り取り敢へず中央の扶闈政策を容るゝは不利ならずとなし、六中全會出席を決意するに至れり。又參謀次長熊斌は蒋介石の旨を受けて北上し宋哲元、韓復榘に對し「中央政府の對北支具體案は既に決定せるを以て、局部的に自治乃至獨立運動に狂奔するは極めて不利なり」と説き、其他政府要人は頻繁に北支實力者に對し電報を以て之が懐柔に努むると共に他面部隊の移動、南京附近特別大演習に籍口して數ヶ師を集中し、且つ一部を隴海沿線を北上陽動せしめ又多數の軍用列車を準備する等萬一中央の命を奉せざらんか、即時武力を以て彈壓すへきを暗示し、之を脅威するの手段を忘れざりぬ。

南京政府は前述北支將領に對する直接的懐柔脅威の手段を盡すと共に間接的には公私の宣傳機關を動員し、現南京政府は數多友邦の全幅的支援を獲得し、政府は國民貧富の差を適當に調節することに

全幅の努力を盡しつつあり。今次の幣貨制度改革は自力更生の第一歩にして之により國富を増加し、外侮の復讐を企圖する旨組織的宣傳を試み國民に對し暗に對日強硬政策の存在を誇示すると共に聯蘇政策を採用して我れに挑戦するの傲慢なる態度に出で、斯かる結果は十一月九日上海日本海軍陸戰隊水兵に對する狙撃事件となり、引續き十一日は同地南京路日比節洋行に對する暴行事件となり、當時散布せる宣傳ビラには堂々(?)「支那は日本の連續的壓迫に依り愈々危機の最高潮に達せり、坐して亡國の民たらんより敢然起つて、日本帝國主義に挑戦すべし」掲げたり。

以上は當然南京政府の指導する内面工作に基くものなれども、我官憲の抗議に對しては陳辯是れ努め、實質的には何等の誠意を示さず。

蒋介石は五全大會の席上に於て「國民政府の對日外交方針は依然親善を旨とす」と嘯き以上直接、關係表裏二面の北支切崩し工作は北支將領に對し、南京政府が何等か日本と妥協の方策を有するもの如く之が成立の曉は全く自己の立場を失ふやも知れず、又妥協成立せざるに於ては國民政府は最後の手段として決戦を辭せざるべく、此の場合、日本が現下の情勢に於て果して武力解決に乗出すべきや否や疑問なりとの印象を與へたるものゝ如し。

六、自治運動の軟化

宋哲元一派の自治運動は兎も角十一月中旬以來漸次高調を呈し、二十日前後には自治宣言發表の氣運にありしも、韓復榘以下其他の將領は宋哲元一派の專斷を疑ひて、之に合流することを潔とせず、殊に情勢完全に熟する以前に輕舉するは危険なりとし、殊に南京側の切崩し工作一層甚しかりしを以て容易に動かさず、遂に宋哲元も亦獨り渾沌たる情勢に處して敢然之を乗切るの困難を感ずるに至り、十一月十八日には南京政府に對し、

日本側の壓迫により十一月二十日より二十二日の間に於て自治を宣言せざるべからざる苦境にありと電報し一方帝國出先官憲に對しては五全大會閉會後即ち十一月二十五日以後に於て、自治獨立宣言を發表すと稱して遷延策を講じ其態度著しく軟化するに至れり。

七、帝國の態度と有吉大使の南京訪問

帝國は既定方針に基き飽く迄嚴然たる態度を堅持すると共に、一方各關係各省密接なる協調を遂げ北支の情勢に對し、多大の關心を以て注意怠る所なかりしが、此際局地の事態に眩惑せらるゝを戒め

大局を洞察して事を處するを必要となし、今次の自治運動に對しても國際國內的影響を考察し、政府輿論一體となり、統制ある國策の運営により漸を追うて、之に必要な措置を講ずべく庶幾する所あり、關東軍は先きに支那中央軍の移動頻繁にして、北伐の氣運濃厚なるの情勢を察知するや、萬一の場合機を逸せず北支我居留民保護の目的を達する爲め、十一月十九日約一旅團の兵力を滿支國境に集結し支那駐屯軍も亦機に應じ、前記の目的を達成する爲め必要な部隊の移動を實施し、又南京中央政府に對しては十一月二十日有吉大使をして蔣介石に會見せしめ、此際支那中央政府にして速かに北支の事態に適應する態度に出でざれば事態は益々惡化するの虞あること、及支那側は山東河北省南境に中央軍の一部を集中しあるも、該兵力を北支に進出せしめ、武力を以て事態の解決を圖るが如きことあらんか由々しき大事を惹起すべきを警告せり。

蔣介石は之れに對し北支自治運動の抑止を懇請し、之と交換的に豫て外務省側より申入れある、三原則（一、親日政策の具體的實現、二、反滿政策の根絶と北支に於ける文化的提携、三、赤化共同防正）の實行を承認せんとする意志を表示せしも、素より北支自治運動と三原則の實行とは、自ら別個の問題なるを以て有吉大使は飽く迄北支自治運動に對する南京政府の認識是正を重ねて要望せり。

八、冀東自治委員會の成立

當時北支切崩しに狂奔しありし南京政府は、有吉大使の南京政府訪問を利用し宋哲元、韓復榘等に對し「中央政府の華北問題に對する處理法は日本中央政府と協議の結果圓滿解決を得たるを以て近く實行を見るに至るべし」との虚電を發し又他面「リースロス」の幣制改革を以て「英國は對支援助を約束せり」と放送し其他連蘇工作成立を流布して、北支將領の決意を益々鈍化するに努め、此宣傳効果は極めて著大なりしが如くさしもの自治運動も全く形勢混沌たるに至る。

情勢斯くの如きに當り十一月二十三日夜戰區督察專員殷汝耕（前上海市政府參事にして、上海事變當時上海市長吳鐵城を代表して、日本側との折衝に任じ蔣介石系に屬するも、元來早稻田大學政治經濟科を卒業し、日本人を妻とし日本事情に精通すと稱せらる）は突如天津に各停戰區域保安總隊長を集め、宋哲元諒解の下に停戰區域の自治を宣言するに決し、次で二十五日夕通州に於て宣言を發表すると共に冀東防共自治委員會を設置せり其の組織の大綱左の如し。

- 一、自治實施區域は停戰地域の外延慶、龍門、赤城の三縣とす。
- 二、委員會は委員九名（保安總隊長五名及殷汝耕及其秘書三）を以て組織し殷汝耕を以て委員長とす。

三、外交及軍事は委員長之に任ず。

四、一切の行政は支那現行の法令に従ふも必要に應じ單獨法令を發布す。

五、一切の國家收入を管理す。

六、法院を設置す。

七、建設委員會を設く。

九、南京政府の對策

前記冀東の自治宣言は痛く南京政府を刺戟し、該政府は殷汝耕を以て國賊となし、逮捕命令を發すると共に十一月二十四日陳儀は南京駐屯陸軍武官に會見を申込み「北平軍事委員分會の撤廢を發令し且つ日本側と全責任を以て交渉し得る高級者を派遣したし」と提議し、又十一月二十六日には行政院に於て左記事項を決議せり。

- 一、北平軍委分會を廢止し其業務は南京軍事委員會に於て辦理す
- 二、何應欽を行政院駐平辦事處長官に任命す

- 三、宋哲元を翼察綏靖主任に任命す
- 四、殷汝耕を免職し之を逮捕す

越えて十月三十日支那側より更に北支處理に關し左記要旨の提議あり。

- 一、協同防共を實行すること
- 二、北支に於ては幣制改革に關し適當の修正を加ふ
- 三、關内外に於ける人民の關係密接なる點を顧慮し兩者間の經濟關係を圓滑にす
- 四、北支政權には財政に對する相當なる支配權を附與す（一億數千萬元の公債發行の權）
- 五、右政權には對外懸案に關し合理的に現地解決を爲す權限を附與す
- 六、民意に基き人材を登用し理想的政治を行ふ

右に關し近く何應欽、陳儀、熊式輝、殷同の四名を北上せしめ多田支那駐屯軍司令官と協議の上現地の情勢に即する日本側の希望を容れ、北支問題に乗出すことゝなれる旨附言せり。要するに南京政府は今や北支問題を此儘放置すべからざるを覺り、自らの手によりて具體的手段を講じ、依然南京政府の威令下にある、北支政權を樹立して往年に於ける黃郛政權の亞流を企圖せるものゝ如し。

一〇、何應欽等の北上

前記提議に對し我南京總領事は既定の方針に基き拒否の態度を示しありしも、十二月一日に至り、天津市長程克は南京行政院宛「天津附近は今や一觸即發の危機に臨み、自ら市政を掌り對策なきに苦しむ大勢の赴く所を觀るに輿論に従ふにあらざれば、狂瀾を既倒に支ふること困難なり。衷心を陳情して命を待つ」旨電報を發し、宋哲元亦獨力自治の危險を敢行せんより、飽く迄穩便に某程度南京政府と妥協の裡に工作を進むるを賢明なりとし「何應欽の北上を待つ」旨再三電報せり、茲に於て南京政府は急遽何應欽等を北上せしむるに決し、何は十二月三日北平に入り宋哲元一派と協議を重ねつゝありしが、十二月五日に至り宋哲元は辭表を何應欽に呈出して其踪跡を晦まし、蕭振瀛亦宋哲元代表として自治案を作製して若し容れられざれば總辭職を行ふ旨應酬し、何應欽亦現地の情勢は到底自ら之を處理する能はざるを察知したるにや十二月七日遂に中央の體面を保持する範圍に於て、地方の環境に適合すべき政治組織を認めて、之を中央に請訓し南京も亦十二月十二日遂に商震を河南省に移し宋哲元を河北省主席に任命する旨發表せり。一方蕭振瀛等は速かに何應欽等の動向を察知し翼察政務委員會の結成に邁進し、委員の銓衡に着手し遂に十二月十八日其成立を見たることは既述の如し。

一一、翼察政權の今後

翼察政權の内容に關しては、今尙莫然たるものあるも其組織大綱は要するに南京政府の制定せしものにして將來諸法規の草定も亦國民政府の容認を必要とする如く規定せられあり。

宋哲元をして謂はしむれば「如何なる名義を以てするも、兎に角翼察政務委員會成立し南京側及余の面子さへ立たば今後の處置は余自ら斷じて實行し、實質に於て南京政府より離脱すべし」と揚言しある所なるも既往に於ける彼れの弱腰を知る者は今後の情勞に處して如何様にも變轉する可能性あるを認めざるを得ず。

然れども事茲に到れる今日新政權及宋哲元の本質に關する穿鑿論議は其時機にあらず、帝國としては飽く迄靜觀監視の地位に立ち當面の局部的現狀に眩惑せらるゝことなく、敢然自主的意識を堅持し新政權の機構及工作の強化促進を希望し、不撓不屈帝國既定の方針に邁進するあるのみ。

若し夫れ宋哲元にして、依然舊軍閥の常套手段を發揮し徒らに自己の勢力扶植にのみ專念し、北支民衆の幸福を無視し、北支自治運動の本質に離反するが如きことあらば、其盛衰亦知るべきものにして、先きに成立せし冀東自治政府が未だに冀察政權との合流を欲せざる所以も亦茲に存するならん。

現在宋哲元は逐次帝國の眞意を諒解し、其後に於ける施策逐次見るべきものあるは、極めて欣幸とする所にして、更に緊揮一番理想的政治の實現に邁進し、北支の明朗化を現實するに至らば是れ當に北支民衆の幸福のみならず、閩韓亦之れに合流し所謂北支五省の政治的分離獨立の楷梯たるに至るべし。

一一、結 言

以上は北支自治運動の推移を概述せるに止まるも、之を要するに帝國の態度は飽く迄正然不動にして、局部的情勢に眩惑せられて姑息なる術策を弄せしことなし、彼の内外諸新聞記事に於て北支問題を廻り一喜一憂揣摩臆説を逞うし「日本軍部の北支工作は失敗に終れり」等の「デマ」飛びしは寧ろ噴飯に堪へざるものあり。正義の眞理と大勢の趨く力を察せざるものは未だ俱に語るに足らざるなり。

附表 其一

本表は比較的正確なる統計を基礎とし従來南京政府が財政的に如何に北支より搾取しつゝあるかの参考に供するものなり。

北支より徴達する中央税及税外收入
 總計 一四〇〇〇萬元

内譯

關稅	七〇〇萬元
鹽稅	三三五〇萬元
統稅	一五一〇萬元
於酒稅	三六〇萬元
印花稅	三九〇萬元
鑛稅	二〇〇萬元
交易所稅其他	一〇〇萬元
稅外收入	一〇〇〇萬元

北支に於ける中央支出額
 總計 八三五〇萬元

内譯

一般行政費	二二二〇萬元
徵稅費	一二八〇萬元
軍事費	三一五〇萬元
外債負擔額	一七〇〇萬元
關稅	一四〇〇萬元
監稅	三〇〇萬元
差引	五六五〇萬元

即ち右五千六百五十萬元は中央政府が毎年北支より純粹に搾取せる金額なり

附表 其二

貿易其他より見たる北支(五省)獨立可能性調

區分	支		項 目	金額(單位千元)	摘	要
	拂	支				
小計	外國貿易	外國貿易	外國貿易	三六、五〇〇	最近九ヶ年の平均にして輸入平均二、二四〇、〇〇〇、〇〇〇元、輸出平均一、八七〇、〇〇〇、〇〇〇元なり	
	國內貿易	國內貿易	國內貿易	三三、八〇〇	最近二ヶ年の平均にして移入平均一、九四〇、〇〇〇、〇〇〇元、移出平均一、六一〇、〇〇〇、〇〇〇元なり	
	密輸出入	密輸出入	密輸出入	二〇、〇〇〇	密輸入に關しては陸海路密輸出入の綜合判決は概ね二〇、〇〇〇、〇〇〇元と推定す	
	外國商社利益金	外國商社利益金	外國商社利益金	五、〇〇〇	在北支外國商社の利益金其他の國外送金は五、〇〇〇、〇〇〇元と推定す	
	小計	小計	小計	九五、三〇〇		

本表は比較的正確なる統計を基礎とし従来南京政府が財政的に如何に北支より搾取しつつあるかの参考に供するものなり。

北支より徴達する中央税及税外収入

總計 一四〇〇〇萬元

北支に於ける中央支出額

總計 八三五〇萬元

内譯	關稅	七〇〇〇萬元
	鹽稅	三三五〇萬元
	統稅	一五一〇萬元
	於酒稅	三六〇萬元
	印花稅	三九〇萬元
	鑛稅	二〇〇萬元
	交易所稅其他	一〇〇萬元
	稅外收入	一〇〇〇萬元

内譯	一般行政費	二二二〇萬元
	徵稅費	一二八〇萬元
	軍事費	三一五〇萬元
	外債負擔額	一七〇〇萬元
	關稅	一四〇〇萬元
	監稅	三〇〇萬元
	差引	五六五〇萬元

即ち右五千六百五十萬元は中央政府が毎年北支より純粹に搾取せる金額なり

附表 其二

貿易其他より見たる北支(五省)獨立可能性調

區分	項目	金額(單位千元)	摘	要						
					支	拂	受	取	差	純
外國貿易	外國貿易	三六、五〇〇	最近九ヶ年の平均にして輸入平均二、二四〇、〇〇〇、〇〇〇元、輸出平均一、八七〇、〇〇〇、〇〇〇元なり							
國內貿易	國內貿易	三三、八〇〇	最近二ヶ年の平均にして移入平均一、九四〇、〇〇〇、〇〇〇元、移出平均一、六一〇、〇〇〇、〇〇〇元なり							
密輸出入	密輸出入	二〇、〇〇〇	密輸入に關しては陸海路密輸出入の綜合判決は概ね二〇、〇〇〇、〇〇〇元と推定す							
外國商社利益金	外國商社利益金	五、〇〇〇	在北支外國商社の利益金其他の國外送金は五、〇〇〇、〇〇〇元と推定す							
小計	小計	九五、三〇〇								
邊境貿易	邊境貿易	五、〇〇〇	外、内蒙及新疆、青海等に對する分にして推定なり							
對滿陸地貿易	對滿陸地貿易	一、〇〇〇	對滿は概ね海路貿易なれども一部陸地の分を出超とす							
山東、河北苦力の送金	山東、河北苦力の送金	一〇、〇〇〇	在滿若力の山東、山西の持歸り金にして概ね一人二五元―三五元と稱せられ三年以上の在滿者には一〇〇元以上のものあり年々二、三十萬人とし更に一般送金等を含む							
外人消費	外人消費	四〇、〇〇〇	旅客、傳導、外國公館、駐屯軍隊、外國船舶の消費全支二〇〇、〇〇〇、〇〇〇元としその五分の一と見做す							
學生消費	學生消費	一、五〇〇	平津地方の大學専門學校の中南支より留學生の消費にして約三千人とし一人五〇〇元とす							
小計	小計	五七、五〇〇								
差引	差引	三七、八〇〇	貿易内外收支(中央徵稅を除く)總計入超額							
中央搾取除外による剩餘	中央搾取除外による剩餘	五六、五〇〇	國稅一四〇、〇〇〇、〇〇〇元中關稅、鹽稅、外債、擔保一七、〇〇〇、〇〇〇元及從來中央負擔たりし地方行政費七六、五〇〇、〇〇〇元を控除せるものとす							
純剩餘	純剩餘	一八、七〇〇	貿易收支内外の總純計に基く剩餘額にして財政上の財源に充當し得る分							

- 一、現銀の密輸出は一時的現象なるを以て除外す
- 二、本表外數字的に不明瞭なるも地方税にして中央に直接納入せらるるもの及中支資本に依る北支より搾取せらるるものあり
- 三、貿易外收支は特に顯著なるもののみを計上したり
- 四、關稅等に關しては北支駐屯軍司令部の調査に據る
- 五、一般貿易上の計數は北支海關統計年報に據りその他の資料は出先報告及滿鐵の調査等による

附表 第三

貿易其他より見たる冀察兩省收支表

區分	項目	金額(單位千元)	摘	要									
					支	拂	受	取	差引	純剩餘			
外國貿易	外國貿易	一三、五〇〇	秦皇島及天津二港最近十箇年平均にして輸入平均一一九、七〇〇元、輸出平均一〇六、二〇〇元なり		外國商社利益金	外國商社利益金	在外出稼人送金	外人消費	學生消費	小計	差引	中央搾取除外により	純剩餘
國內貿易	國內貿易	四二、八〇〇	同右最近三箇年平均にして北支(五省)に比して入超なる青島の出超關係に依る		密輸出入	密輸出入	旅客、傳導、外國公館、駐屯軍軍隊、外國船舶の消費の推定額	平津地方大學々生或は「ミツション」等の學生の全支より集まりて消費する分にして上記額の三、四倍に推定する向もあり	貿易外收支(中央徵税を除く)總計入超額	二一、八〇〇	三〇、一九五	八、三九五	
密輸出入	密輸出入	八、〇〇〇	密輸出入陸海路經由の綜合にし北支(五省)より類推して算定す		小計	小計	對滿蒙陸地貿易の推定にして海上と異なり出超なり			四五、五〇〇			
外國商社利益金	外國商社利益金	三、〇〇〇	在北支各國商社の利益其他の外國送金にして山海特に青島方面を控除したる分		對外陸地貿易	對外陸地貿易	河北省より滿洲出稼人の送金其他南洋各國及船員又は料理人特種技術者の送金滿洲其他の糧棧等への兩省在住者の投資利息						
小計	小計	六七、三〇〇			小計	小計							
支	支				差引	差引							
拂	拂				受	受							
取	取				取	取							
差引	差引				純剩餘	純剩餘							
中央搾取除外により	中央搾取除外により												
純剩餘	純剩餘												

備考
 一、冀察兩省を分離したる統計資料少きため推定多し
 二、貿易外收支は特に顯著なるもののみを計上し觀察に依りては更に樂觀せる向あり
 三、關稅及財政上の數字は北支那駐屯軍の調査に依る

滿洲石炭事情

滿洲炭礦株式會社

一 滿洲石炭鑛業發達の歴史

滿洲に於ける石灰需要の歴史は、日本内地よりも古く且つ工業用としての使用も發達してゐた様であるが、文献に現はれた最古の炭礦は煙臺炭礦である。即ち唐代より採炭し、大凡一千年以上を經過すると言はれてゐる。

次は撫順炭礦にして遼時代高麗人に依り、採掘せられ約六百年を經過してゐる。兩者共に主として陶器製造の燃料に使用せられたのである。次いで百年—二百年前より採掘せられたもので、現存する炭礦には本溪湖炭礦、田師付溝炭礦、牛心臺炭礦及復州炭礦等があり、窯業製鐵用に使用されてきたもので是等は凡て奉天省に在り、往年の滿洲文化を窺ひ得るものがあるが、現在大規模に採掘してゐる炭礦には近年の開發によるものも少くない。

二 滿洲に於ける石炭埋藏量

滿洲に於ける石炭埋藏量に付ては正確なる數字は未だないのであるが、昭和五年滿鐵地質調査所の發表によれば四十八億噸とあるも、現在に於ては遙かに大なる數量を擧げることが出来るが四十八億噸とすれば、之を日本内地に於ける埋藏量(未探掘炭量)百六十七億噸(昭和六年商工省鑛山局調査)に比すれば三分の一に足らざることになるが、日本に於ても明治四十五年農商務省鑛山局調査によれば九十一億噸であつたものが、其の後二十餘年間に調査が行き渡ると共に埋藏量も約倍加して來たのであるから、滿洲に於ける從來の調査が一局部に限られたること、到る處に炭田あること、面積の廣大なること等を彼是考慮すれば、今後調査の進むに従ひ滿洲に於ける埋藏量が倍加するのは、餘り長い歳月を要しないのみならず、二十餘年も経れば恐らく日本の埋藏量を凌駕すると云ふ結果になるものと思はる。

三 滿洲に於ける石炭需給の狀況

滿洲に於ける石炭産出高は昭和元年に於て七、七〇〇、〇〇〇噸であつたものが、昭和九年に於ては一一、四一〇、〇〇〇噸に達したのであるが、昭和七年は滿洲事變の爲若干の減少を來したが逐年増加の傾向にあり、殊に昭和九年に於ては滿洲國內諸産業の勃興により、急激なる増加を示してゐる。

今昭和九年の産出高を昭和元年に對比すれば、約三、七一〇、〇〇〇噸の増加にして四八%の増加となる、之を日本内地のそれに比すれば日本内地の昭和元年に於ける三一、四〇〇、〇〇〇噸の産出高に對し、昭和九年に於ては三五、九〇〇、〇〇〇噸にして四、五〇〇、〇〇〇噸の増にして此の増加率一四%となる、即ち日本内地に及ばざるも増加率に於ては遙かに大である。

今昭和元年以降の産出高を示せば次の如し(單位噸)

年 別	出 炭 量	對前年増減比
昭和元年	七、七四二、〇〇〇	—
同 二 年	九、七九五、〇〇〇	二六・五%増
同 三 年	九、三七〇、〇〇〇	四・三%減
同 四 年	九、八九四、〇〇〇	五・五%増
同 五 年	九、八一四、〇〇〇	〇・八%減
同 六 年	九、〇二二、〇〇〇	八・〇七%減
同 七 年	七、一〇三、〇〇〇	二一・二%減
同 八 年	九、六〇〇、〇〇〇	三五・〇%増

昭和九年 一一、四一三、〇〇〇 一八・九%増
 同 十年 一一、八九六、〇〇〇(豫想) 四・〇二%増

四

而して右産出高の中滿洲國內に於ける消費状況を見るに左表の如し(單位千噸)

年 別	鐵 道	製鐵化學用	其 の 他	計	對前年增加率
昭和六年	七八五	六四八	二、八五四	四、二八七	—
同 七年	一、〇八五	七九六	二、五八〇	四、四六一	四〇%
同 八年	一、二九〇	八六二	三、二四九	五、四〇一	二二%
同 九年	一、六八六	一、〇一二	三、八二七	六、五二五	二二%
同 十年豫想	一、九八三	一、四九〇	四、四二三	七、八九六	三四%

右表に見るが如く、昭和八年以降に於ける國內消費の増加率は、二一%—三四%と云ふ異常なる數字を示して居るが、之れ新興滿洲國內の整備と共に諸産業の勃興に依るものであるが、將來果して此の率を以て増加して行くや否やは問題となる處であるが、相當の増加を示して行くことは間違ひない處であらう。

然らば滿洲炭の輸出及船焚料炭の状況如何と云ふに次表の如し(單位千噸)

年 別	輸 出		船 焚 合 計
	日本内地	其 の 他	
昭和六年	一、九〇六	二、一七六	六〇七
同 七年	一、九二一	一、三二五	七八四
同 八年	二、五四二	一、二一九	八六八
同 九年	二、七七六	九五九	八五五
同 十年(豫想)	二、四四八	六九七	八五五

即ち前二表により明かなるが如く、滿洲炭の國內消費高は近年に至り著増してゐるが、輸出に於ては現在は漸減の傾向を示してゐる。

即ち之が理由を示せば次の如し。

- (一) 日本内地への輸出は昭和九年迄は漸増の傾向に在つたが、昭和十年に於ては減少を豫想されてゐる。之生産増加が需要増加に伴はざる結果であり、就中撫順炭が増産を期待し得ないからである。
- (二) 日本以外への輸出は主として支那、南洋及朝鮮であつて昭和六年以降漸減の傾向に在り、即ち昭和六年の二百十七萬噸が昭和十年には六十九萬噸を豫想し、其の減少著しきものあり之前述の通

り、生産増加が需要増加に及ばざる爲であるが、茲に注意すべきは中華民國が昭和九年七月三日より、従來の三倍以上の高率を以て輸入税を課したるの一事であつて、右税率にては大なる犠牲を拂ふに非ざれば同國への輸出不可能なることである、即ち採算上の理由もあることを見逃し得ないものである。

四 石炭より見たる日滿兩國の關係

石炭より見たる日滿兩國の關係を見るには、一應兩國に於ける石炭需給の關係を明らかにすることが必要であり、滿洲炭に就ては上述の通りであるが、日本内地に於ける近年の狀況左表の如し。

日本内地に於ける出炭及需要

(單位千噸)

年 別	出 炭	輸 移 入	輸 移 出	消 費 量
昭和元年	三一、四二七	二、〇四五	二、六三二	三〇、八四〇
同 二 年	三三、五三一	二、七〇三	二、二〇八	三四、〇二六
同 三 年	三三、八六一	二、七七九	二、一八五	三四、四五五
同 四 年	三四、二五八	三、二五四	二、〇四四	三五、四六八

同 五 年	三一、三七六	二、六九三	二、一三一	三一、九三八
同 六 年	二七、九八七	二、六九三	一、五四〇	二九、一四〇
同 七 年	二八、〇五三	二、六七三	一、三六六	二八、五二一
同 八 年	三二、五二三	四、一四一	二、〇一四	三四、六五〇
同 九 年	三五、九二五	五、〇二二	一、六四三	三八、四二九

即ち上表に見るが如く、日本内地に於ける出炭は、昭和二年以降需要に應じ得ざる状態となり、殊に昭和六年以降に於て顯著なるものあり、之近年に於ける各種工業並發電事業の活潑となつた結果であつて、石炭輸出國が轉じて輸入國となつたのである。斯る状態が將來何年間持續するやは豫測し難きも、大體に於て出炭が國內消費に應じ得ざることは、識者の一致せる見解である。然らば之等不足せる石炭を何れに求むべきやと云ふに、結局滿洲に供給を仰がねばならぬ事になる。

茲に於てか日滿兩國に於ける、石炭需給上のブロックを必要とするものであつて、殊に一朝有事の場合を考ふれば平常輸出國たるの地位を確保し置くこと絶對必要である。

然りとすれば、滿洲炭の現状を以ては満足すること能はず、充分の出炭力をつけ置くこと肝要であり、殊に石炭鑛業が技術上遽かに又一時に多額の出炭を爲すこと困難なるを思へば、益々其の必要を

痛感するものである。

日滿兩國に於ける石炭統制に關しては、昭和九年二月第六十五回帝國議會衆議院に玉置吉之丞氏の提出せる「日印通商貿易並日滿經濟統制に關する質問主意書」及之に對する政府委員堤康次郎氏の答辯により、最も明瞭に知り得るにより參考の爲め左に掲げて置く。

日印通商貿易並日滿經濟統制に關する質問主意書

右成規に據り提出候也

昭和九年一月三十日

提出者 玉 置 吉 之 丞

一、二、省略

三、昨年一月我國の炭礦業者は團結して、南滿洲鐵道株式會社と協定の上、撫順炭の輸入制限を爲し且つ昭和石炭株式會社なるものを組織し、炭價の引上其の他販賣統制を行へり、爲に炭價の暴騰と石炭の缺乏とを來し消費者たる國民多數の窮狀甚しきものあり、顧みるに現内閣組閣の重大使命の一は日滿經濟の統制を圖り、所謂我生命線たる滿蒙の經濟的基礎を樹立し、以て東洋百年の平和を確保するにありたり。

果して然らば現政府は、統制經濟の原理たる有無相通するの道に則り、日滿兩國産業の開發上最重要基礎たる、炭礦業の日滿兩國を一丸とする經濟統制を即時に斷行し、我國に於ける石炭の供給を豊富にし、炭價の昇騰を抑制し以て共存共榮に導くの策を講せざるべからず、政府に其の決意ありや否や。

右及質問候也。

政府委員（堤康次郎氏）答辯要旨

日滿統制經濟の根本である有無相通じ、相互依存の關係に在る點から見て、日本内地へもつと石炭を輸入せしむると云ふ、趣旨には至極同感である。然し今日石炭が暴騰してゐるのは、昭和七年は販賣統制會社が數量を制限したことが、價格を維持した重要な點であると考へるが、昭和八年には撫順炭の輸入數量が協定數量に達しなかつたのであつて、輸入數量の制限と云ふことは價格に影響しなかつたのである。

然し何れにしても、石炭が内地へ入らない爲に、炭價が騰貴することは不可であるから來年度は充分撫順炭を増産せしむる様、滿鐵を督勵してゐると同時に滿洲に於ても、もつと他の炭礦を掘つて供給を豊富にしたいと考へ、滿洲に於て資本金一千六百萬圓の滿洲炭礦株式會社を創立し、引續き其の

他民間の有望なる炭礦を加へ、滿洲炭の供給力を増大して滿洲の需要を満し、且つ内地へも充分供給出来る様努めてゐるのであつて、之によつて炭價の暴騰を防ぎ度と考へてゐる。

日滿兩國の石炭需給の方策は右により明かであるが、滿洲に於ける炭礦の出炭力を見るに、最も大なるは撫順炭礦にして、昭和九年に於ける出炭を見るに、全體の約七二%を占めてゐるが、同礦は其の出炭概ね其の限度に達し將來の出炭増を期し得ず。滿洲炭の出炭増は勢之を他に求める必要があり、即ち當社系現在の炭礦の出炭増加と、新炭田の開發とに依る必要があるのであつて、之等は當社の重大なる使命と言はねばならぬ、即ち當社は阜新炭田の開發に重點を置くと共に、其の他炭田の開發を企圖し、一方現存炭礦の出炭増加を計るべく既に五箇年に互る第一期の増産計畫を樹立し、目下著々之が實現を計りをる次第である、即ち今後三年後には年産五百萬噸にする目標の下に進みつゝあるのである。

五 現在に於ける滿洲炭の統制狀況

現在滿洲炭業統制委員會之が統制に當てゐるが、滿鐵及滿炭系の各炭礦の出炭、販賣及炭價に付き統制を爲してゐる。

滿鐵及滿炭系の統制下に在る炭礦及昭和十年度に於ける出炭量左記の如し。(送炭數量を以て出炭と看做す)

(一) 滿鐵系炭礦	
A 經營炭礦	
1 撫順炭礦	八、二六〇、〇〇〇噸
2 煙臺炭礦	三〇〇、〇〇〇噸
3 炸子窰炭礦	四〇、〇〇〇噸
4 奶子山炭礦	一二〇、〇〇〇噸
5 老頭溝炭礦	六〇、〇〇〇噸
B 一手販賣或は委託販賣炭礦	
6 本溪湖炭礦	七一〇、〇〇〇噸
7 火石嶺炭礦	一五〇、〇〇〇噸
合計	九、六四〇、〇〇〇噸

(二) 滿炭系炭礦

A 直營炭礦

1 復州炭礦	二一〇、〇〇〇噸
2 八道壕炭礦	八〇、〇〇〇噸
3 孫家灣炭礦	三〇、〇〇〇噸
4 林口炭礦	六〇、〇〇〇噸

B 關係炭礦

5 西安炭礦	六三〇、〇〇〇噸
6 鶴岡炭礦	三七〇、〇〇〇噸
7 北票炭礦	四二〇、〇〇〇噸
8 札賚諾爾炭礦	一〇〇、〇〇〇噸
合計	一、九〇〇、〇〇〇噸
總計	一一、五四〇、〇〇〇噸

販賣分野は滿鐵本線京圖線、平齊線沿線及京濱線沿線の一部を滿鐵系炭を以て供給し、其の他は滿炭系炭を以て供給することになつてゐる。但し四西線開通後は、平齊沿線は滿炭系炭を以て供給することになつてゐる。

即ち昭和十年に於ける、滿洲炭供給量約一一、九〇〇、〇〇〇噸の内一一、五〇〇、〇〇〇噸は、統制されてゐるから約九七は統制されをる状況で、且つ目下統制外に在る炭礦も著々統制に入りつゝあり、之を日本内地統制率八三%と對比すれば、略完全に統制され居ると云ひ得るのである。

滿洲内石炭埋藏量

(昭和五年滿鐵地質調査所發表)

(單位千噸)

省別	產地別	炭量
奉天省	撫順	九五〇、〇〇〇
	本溪湖	一一二〇、〇〇〇
	煙臺	四〇、〇〇〇
	西安	一一一、〇〇〇

奉天省

牛心臺	田師付溝	五湖嘴	炸子窰	石門寨	賽馬集	小市	陶鹿	杉松崗	三家子	八道壕	紅螺峴	其他	計
一一、〇〇〇	四五、〇〇〇	一三、九〇〇	七〇〇	六、四〇〇	九、三〇〇	七、二〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	二〇〇、〇〇〇	三、五〇〇	一、六六八、〇〇〇	

吉林省

寫城子(石碑嶺、陶家屯)	沙河子	火石嶺	馬家溝	南大溝	缸窰(含棒槌溝)	奶子山	老頭兒溝	三道壕	穆稜	小六道溝	其他	計
八四	八四〇	五〇〇	一、〇〇〇	二〇〇	二四、〇〇〇	二、二五〇	一六、〇〇〇	三、〇〇〇	七五、〇〇〇	四〇〇	九〇六、八一〇	一、〇三〇、〇〇〇

熱河省		黑龍江省						
各省通計	其他	南	北	新	其	甘	鶴	札
		票 (暖池塘炭田)	票 (嶽家灣其ノ他)	邱 (孫家灣一帶ヲ含ム)	他	河	立	賚諾爾
四、八〇四、〇〇〇	一、五五一、〇〇〇	一、二〇〇〇	二五〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	五、〇〇〇	一四四、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇

昭和十二年一月十七日印刷
 昭和十二年一月十九日發行 (非賣品)

編輯兼發行人 篠崎嘉郎
 東京市中野區住吉町五六

印刷者 山田浩
 東京市東區東區

印刷所 東亞印刷株式會社
 東京市東區東區
 二丁目十三番地

發行所 日滿實業協會
 東京市麹町區丸の内三丁目十四番地
 電話丸の内(23)五〇六一番
 振替貯金口座東京四五八〇二番

